

## 会議規則第15条ただし書（一事不再議）の運用について

会期内であっても、会議の期間が異なる場合は、会議規則第15条ただし書に規定する事情の変更があったものとする。

会議の期間とは、次のことをいう。

- (1) 定例的な会議（6月、9月、12月及び2月議会）の期間
- (2) 市長からの会議請求による会議の期間
- (3) 議長発議、議員からの請求による会議等の期間

(2)(3)は、いずれも(1)の期間に属さないものに限る。